

令和7年度の再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）に係る補助対象期間

公益財団法人とやま環境財団

令和7年4月18日施行

再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）交付要綱第5条第1項の規定による令和7年度の補助対象期間は令和7年5月1日から令和8年2月13日までと定め、令和7年4月18日から適用する。

令和7年度の再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）に係る交付申請の期日

公益財団法人とやま環境財団

令和6年4月18日施行

再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）交付要綱第6条の規定による令和7年度の交付の申請の期日を令和7年11月28日までと定め、令和7年4月18日から適用する。

令和 7 年度の再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）に係る
交付決定前の事前着手

公益財団法人とやま環境財団
令和 7 年 4 月 18 日施行

再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）交付要綱（以下「要綱」という。）第 22 条の規定により、令和 7 年度の交付決定前の事前着手について次のとおり定め、令和 7 年 4 月 18 日から適用する。

記

（交付決定前の事前着手）

申請者は、やむを得ない理由により、財団が補助金の交付を決定する前に事業に着手する必要がある場合には、着手前に、要綱第 6 条に定める交付申請と合わせて、その理由を記載した事前着手届を財団に提出しなければならない。

なお、申請者は、前述の場合において、交付決定がなされなかった場合に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。

令和7年度 再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）事前着手届

年 月 日

公益財団法人とやま環境財団
理事長 様

申請者 住 所
氏 名

下記事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので提出します。
なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

補助対象設備を設置する 建築物の所在地	
設置する設備	☐ 太陽光発電設備 ☐ 蓄電池 ☐ 太陽熱利用設備
補助金申請額	
着手予定年月日	
事前着手を必要とする理由	

別記条件

申請者は、交付決定がなされなかった場合に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること
を了知したうえで当該事業に着手するものとする。